

令和6年度第2回知多市国民健康保険運営協議会議事録

1 招集年月日 令和6年12月23日

2 招集の場所 知多市役所3階 第2委員会室

3 開会日時 令和7年2月6日 午後1時30分

4 出席委員 (12名)

末 松 建 美	小 森 真 吾
明 永 真理子	大 澤 九 子
竹 内 文 利	中 野 勝
江 端 勝 則	平 裕 重 信
平 松 敬 人	渡 辺 正 敏
佐久間 雅 之	松 岡 祐 治

5 欠席委員 寺 田 桂 子 松 山 誠

6 会議事件の説明のため出席した者の職氏名

健康文化部長	杉 江 大 典	税務課統括主任	伊与田 健 司
保険医療課長	富 田 岳 司	収納課課長補佐	竹之内 真 吾
保険医療課統括主任	塚 本 華 織		

7 会議に付した事件

(1) 諮問事項

知多市国民健康保険税の税率、課税限度額及び軽減判定所得の改定について

(2) 答申

(3) 報告事項

令和7年度国民健康保険事業の概要について

(4) その他

(2月6日 午後1時30分 開議)

進行者（保険医療課長）

本日はご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は議事に入りますまでの進行役を務めさせていただきます、保険医療課長の富田です。
よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

また、A I 議事録作成ツールを使用するため、皆さんの机の上にマイクを設置しております。議事録作成の負担軽減のため、ご了承ください。

なお、公益代表の寺田委員、被用者保険等保険者代表の松山委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第2回知多市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

始めに会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 —あいさつ—

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては知多市国民健康保険運営協議会規則の規定によりまして、会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、知多市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。現在の出席委員は12人です。定足数に達しており、会議は成立いたします。議事につきましては、お手元の会議次第により進めてまいります。

始めに、会議次第の2 議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありましたので、指名させていただきます。竹内文利委員、小森真吾委員の2名を指名します。よろしくお願いします。

続きまして、本日の議題の進め方について、皆様をお願いいたします。始めに、議題につきまして事務局から説明させます。説明が終わりましたら、説明に対するご質問、ご意見をお伺いします。なお、発言なさる場合は、お名前を述べてからお願いいたします。それでは、会議次第の3 議題に移ります。(1) 諮問事項について、知多市国民健康保険運営協議会規則第2条第2号の規定に基づき、当運営協議会に対し1月20日付けで、市長から諮問がありました「知多市国民健康保険税の税率、課税限度額及び軽減判定所得の改定について」を議題とし、審議に入ります。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

それでは、事前に送付しました資料をご覧ください。諮問書の写しと参考資料になります。諮問は、令和7年1月20日付けで知多市長から知多市国民健康保険運営協議会会長に対してなされております。

1 ページめくっていただきまして、諮問書の別紙をお願いします。今回の改定では、国民健康保険税の税率、課税限度額及び軽減判定所得の改定を、行おうとするものです。

1 改定の経緯です。税率改定については、第1回協議会で説明した赤字削減・解消計画に基づき、令和6年度から税率改定を毎年行い、令和8年度に赤字である決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を解消するものです。

また、令和7年度税制大綱において、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の判定所得が引き上げられることになっています。

続いて2 改定の理由です。1つ目は、医療の高度化により医療費が増える一方で、加入者の減少により国保税が減収する中、将来にわたり国保財政を安定的に運営するために、税率改定を行うものです。

2つ目は、課税限度額の引き上げにより、高所得者層に応分の負担を求め、中間所得者層の負担緩和を図りつつ、軽減判定所得の引き上げにより、低所得者層の負担を軽減するためです。

続いて3 改定の内容及び影響額です。(1) 税率についてですが、国保税は、基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分及び介護納付金課税額分の3つで構成されています。太枠で囲ってあるところが、改定後の令和7年度税率です。あわせて改定前、増減を記載しています。増減する区分は、基礎課税額分の所得割の率を1.25ポイント、均等割の金額を5,500円、後期高齢者支援金等課税額分の均等割の金額を700円、平等割の金額を100円、介護納付金課税額分の所得割の率を0.1ポイント、均等割の金額を300円

引き上げ、介護納付金課税額分の平等割の金額については 1,700 円引き下げます。増減の欄がなしと記載してあるところは、現行の率、金額から変更ありません。この率の決め方については、後ほど参考資料を用いて説明します。その下の調定額の合計と、1 人当たり調定額をご覧ください。これらは令和 6 年度の当初課税データを用いて試算したものです。改定を行うことで、調定額の合計は増減の欄にある通り、1 億 7,466 万 4,200 円増加となり、1 人当たり調定額は平均で 1 万 2,113 円の増額となります。

続きまして、右上の（２） 課税限度額について説明します。課税限度額とは、名前の通り年間に課税される国保税の上限額を示すもので、こちらも税率と同様に 3 つの区分ごとにそれぞれ決まっています。（１）の税率で計算後、課税限度額を超えた場合は、超えた分が切り捨てられ、課税限度額が税額となります。

ア 改定内容についてですが、基礎課税額分について 1 万円引き上げ、改定後は 66 万円となり、後期高齢者支援金等課税額分については 2 万円引き上げ、改定後は 26 万円となります。その結果、3 つの区分の課税限度額の合計は 109 万円となります。

続いてイ 影響額です。表の数字は令和 6 年度の当初課税データを用いて、令和 7 年度の税率で試算したものです。この改定により限度額を超過する世帯が基礎課税額分については 3 世帯減り、後期高齢者支援金等課税額分については 20 世帯減り、合計で 389 万 6,558 円の増額調定を見込んでいます。

その下、（３）軽減判定所得について説明します。国保の被保険者は比較的低所得者が多いので、保険税負担が過重となることを避けるため、一定の所得以下の世帯について、保険税の均等割額と平等割額を軽減する措置があります。軽減割合は、世帯主及び加入者の総所得金額等の合計と、加入者の人数に応じて 7 割、5 割、2 割の 3 種類があります。

ア 改定内容の区分の 5 割軽減において、被保険者数等 1 人につき加算される金額を 1 万円引き上げ 30 万 5 千円に、同じく 2 割軽減においては 1 万 5 千円引き上げ 56 万円となります。この軽減を判定する所得額を引き上げることで、物価上昇により、これまで軽減を受けていた被保険者が軽減対象から外れないようにするものです。

この改定による影響額はその下、イの表をご覧ください。こちらも令和 6 年度の当初課税データを用いて、令和 7 年度の税率で試算したものです。2 割軽減については対象世帯が減少していますが、5 割軽減においては、対象世帯が増加することにより、合計で 351 万 1,128 円の減額調定を見込んでいます。

なお、この減額分については、保険基盤安定制度により公費で補填されます。具体的には、低所得者の国保税減額分を県が 3/4、市の一般会計が 1/4、公費で負担します。減額分の補填とは別に、保険者支援分として平均保険税額に低所得者数と一定割合を乗じて算定した額について、国が 1/2、県が 1/4、市の一般会計が 1/4、それぞれ公費負担する

ものがあり、これは一般会計繰入金のうち法定繰入分です。

続いて4 施行期日は、令和7年4月1日です。

次に、諮問事項について検討していただくための説明を行います。次ページの参考資料1 国民健康保険税率改定の方針等について、をご覧ください。まず、1 改定の方針です。国の方針により、今後、県単位での保険料率の統一の検討を進めていく予定であり、保険料水準の完全統一は令和15年度までを目指しつつ、遅くとも令和18年度までの移行を目標に進められます。その前提として早期に赤字を解消する必要があります。このため、本市の赤字削減・解消計画に基づき、令和8年度に赤字解消となるよう、税率改定を実施するものです。

次ページの参考資料2をご覧ください。これは下に記載のとおり、昨年度令和5年11月6日に開催した、令和5年度第2回国保運営協議会の諮問書別紙になります。1 改定の理由の下線部分をご覧ください。「令和6年度からは毎年税率改定を行い、令和8年度には愛知県が示す標準保険料率に税率を合わせ、赤字である決算補填等目的の法定外一般会計繰入金を解消するもの。」ということで、原案了承の答申を得ているものです。

参考資料1の、1 改定の方針に戻ってください。答申に基づき、(1) 令和4年度までは隔年で税率改定を実施しておりましたが、令和6年度からは毎年税率改定を行います。

次に(2) 令和8年度に赤字解消とするため、令和8年度の税率から、県が示す標準保険料率に合わせます。このため、令和7年度の税率についても、県から提示される標準保険料率を参考に設定しております。最後に(3) その後は、県から示される納付金額と標準保険料率を参考に、赤字が発生しないよう適切な税率について毎年検討を行います。

続きまして、2 標準保険料率について説明します。標準保険料率とは、標準的な被保険者負担の見える化のため、各市町村から提出されるデータ等を用いて計算し、その市町村に赤字が発生しないように算定した税率になります。(1) から(3) に記載の方法で県が算定を行い、市町村に提示するものです。

この標準保険料率は県に納める納付金額と連動しており、11月の仮算定と、1月の本算定の2回提示があります。令和7年度税率については提示の都度、保険医療課と税務課で協議の上、税率を設定しました。

最後に、3 国民健康保険事業納付金の推移です。下の表をご覧ください。本市の納付金の推移です。平成30年度に国保財政の主体が県になりましたので、平成30年度から納付金を愛知県に納めています。表の1番右側の1人当たりの納付金と、括弧内の対前年度をご覧ください。1人当たりの納付金は増加傾向にあります。納付金の算定に大きな影響を与える1人当たり保険給付費が、県全体で毎年増加しているためです。他にも様々な要因により、市の納付金の額が毎年変動し、標準保険料率も毎年見直されます。

2ページめくっていただきまして、参考資料3をお願いします。こちらは、令和

6年度の当初課税データを用いて現行税率で計算したもの、令和7年度標準保険料率で試算したもの、今回改定する令和7年度税率で試算したものの3者を比較した表です。表の左上にあります区分の右側に、現行の税率、令和7年度標準保険料率になりまして、この標準保険料率を基に赤字を令和8年度に解消できる税率を検討し、一番右側の改定後の令和7年度税率を設定しました。各区分の均等割額、平等割額については標準保険料率の額の100円未満を切り捨て、設定しています。所得割ですが、医療分と支援分については必要な税額を精査し、標準保険料率に比べやや低めの率を設定し、介護分については標準保険料率と同じ2.2%としています。続いて真ん中の表、調定額の比較をご覧ください。表の一番下、1人当たり調定額は標準保険料率そのものを採用すると、現行との差が14,292円増となりますが、令和7年度の改定後税率は1人当たり調定額が平均で12,113円の引き上げとなります。また、一番下の表は、増額世帯の内訳です。増加する金額の範囲と、その範囲に該当する世帯数を示しています。

次に税率改定のモデルケースについては、税務課から説明させていただきます。

事務局（税務課 統括主任）

次ページ、参考資料4をお願いします。こちらは、税率改定の影響をモデルケースごとに表した資料です。モデルケースとした被保険者の年齢、及び世帯構成で、所得帯ごとに令和6年度税率、令和7年度税率のそれぞれで試算した年間の保険税額を比較しています。

上段のモデルケース1は60歳1人世帯で、給与所得の場合です。このケースでは、給与所得が100万円の場合、年間で12,600円の増となります。中段のモデルケース2は自営業で、夫婦と子ども2人の4人世帯の場合です。夫は40歳以上で介護分が課税され、子どもは小学生以上のため未就学児に係る均等割額の軽減は適用されない世帯です。下段のモデルケース3は、年金収入のみの70歳、夫婦2人世帯の場合です。夫のみの年金収入200万円の場合、年間で12,100円の増となります。

また、それぞれのモデルケースの備考欄に、その所得の場合に軽減があるかどうかを記載しました。参考資料3に、1人当たり調定額が平均で約1万2千円増加すると記載しましたが、3つのモデルケースにおいて軽減を受ける所得帯が、軽減の結果、平均的な保険税の増加額を下回っていることがわかります。税務課からの説明は以上です。

事務局（保険医療課 統括主任）

続きまして、保険医療課から説明させていただきます。次ページ、参考資料5をお願いします。近隣市の税率等状況です。まず左上の表は、知多5市の令和6年度の税率です。令和6年度に5市ともに増額の改定をしています。

下の表は、知多5市の令和5年度の1人当たり調定額の実績になります。本市の令和5年度の実績は5市の中で一番低い額となっています。知多市の右側に、今回の改定後の調定額見込みを記載しています。

次に、右側のグラフをご覧ください。平成30年度からの1人当たり保険税調定額の推移を表したものです。令和3年度から令和5年度にかけて、税率引き上げにより大幅に調定が増額した市もあります。令和5年度実績は調定額が高い順に、上から東海市、大府市、半田市、常滑市となり、本市は一番下の赤い色の線になります。令和4年度に税率改定を行いましたが、令和5年度は税率を据え置いたため被保険者数の減少により調定額は下がり、一番低い状況です。令和7年度に本市は税率改定をしますが、比較しても東海市、大府市より低く抑えておりますので、今回の改定についてご理解をいただければと思います。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質疑に入ります。この議題につきまして、事前に1件の質問をいただいております。委員、質問の要旨を説明してください。

委 員

それでは、質問要旨を説明させていただきます。昨年10月からの社会保険適用拡大により、従業員数が50人以上の企業が新たに対象となって、多くのパートタイムやアルバイトが社会保険に加入することになりました。この変化は、企業と従業員に様々な影響を及ぼしただけでなく、国民健康保険にも大きな影響を与えていると考えられます。

社会保険の適用が拡大すると、一部の労働者が国保から社保へと移行することになります。これにより、国保の加入者数が減少し、国保の財政に影響が出る可能性が考えられます。

そこで質問です。国保から社保に加入者が異動したことによる影響はないか。2点目は今回の税率アップに加入者異動の影響はないか、この2点でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（保険医療課統括主任）

1点目について、給与収入のある方が社会保険に移行することで、国保税収は減ることが想定されますが、その分、医療給付費も減ると想定されますので、現時点では影響がどの程度か把握できませんが、国保財政に与える今後の動向を注視してまいります。

次に2点目、7年度税率改定への影響ですが、7年度予算に用いる被保険者数は、県が納付金算定に用いる被保険者数を使用しています。これは、県が各市町村の被保険者数を推計しているもので、出産、死亡、資格取得・喪失に加えて被用者保険の適用拡大を考慮して被保険者数を算出しているため、税率改定に影響はある、つまり国民健康保険の被保険者数が減少することを考慮して税率を決めているということになります。回

答は以上です。

議 長

質問に対する回答がありました。委員よろしいでしょうか。

委 員

はい。1点目ですけれども、影響が不明ということで縮小していくという中で、どんな動きになるのかというのが分かりづらいということですので、今後、国保財政を安定させるために収納率の向上ですね、こちらの方を引き続き努力していただきたいという要望でございます。

また、もう1点ですが、いずれにしても赤字になっているという部分を令和6年度から税率改定で8年度に解消するという目標を立てられておりましますので、税率アップだけでなく、その後のことも踏まえて、新たな財源の確保というようなことも検討していただけるとありがたいです。私からは以上です。

議 長

回答に対して委員の方から2点の要望というご意見があったわけですが、事務局はよろしいでしょうか。

事務局（保険医療課長）

新たな財源をというようなお話がございましたが、国民健康保険におきましては基本的に被保険者からの国民健康保険税の収入と、国などからの公費、市の一般会計からその法律に基づいた法定の繰入で行うことが基本となっております。ただ、新たな財源ということは難しい状況で、他の市町村においては基金を設けているところもありますが、知多市におきましては、平成20年代の前半頃までは基金があったようですが、今は基金が無く、基金をこれから積むとしても余剰金がないと積みませんので、なかなか難しいという状況でございます。また、補足ですが、社会保険の適用拡大で国保への影響ということですが、国の試算によりますと、社保の方に被保険者が移動していきますと、その方々の医療給付費が下がるという他に、主に働いている世代ですね、65歳より若い世代の方が多く移動していることで、知多市の65歳以上の前期高齢者の割合が高くなります。この割合が高くなると、前期高齢者交付金として、その辺の調整をするための交付金を受けることができまして、国保の方は交付金を多くもらえるようになります。こちらは市に直接交付されるお金ではないですが、愛知県の方に交付され事業費納付金を算定する上で、その分は市が納める額が減ります。このような面では財源は増えるという

ておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

別枠の財源というのはなかなか見つけられないということがあるので、そうするとやはり、一番初めに委員が言われたような、収納率の向上ということを念頭に置いてがんばっていただきたいです。また、社保と国保の異動というのは、前期高齢者の方が多くなる、少なくなるということに関連して、結果としてプラスに働く要因がありますよということですね。

事務局（保険医療課統括主任）

税率を上げて赤字を解消することと、本日は収納課も同席しているのですが、収納率を上げるというところで、努力支援交付金という、県からの交付金が増えますので、それを新たな財源の確保ではないのですが、増額となるよう努めていきます。

議 長

収納率を上げることによって知多市に交付される分が増えるのですか。

事務局（保険医療課統括主任）

はい。点数の加算が増えることで市に交付される額が増えます。

議 長

こちらは努力していただきたいということですね。

他の委員さんはよろしいですか。この件に関連してでも良いですし、何か別の件でも何かご質問ございますか。

委 員

私から2点お聞きしたいのですが、参考資料1の説明で、今後県の保険料率の統一の検討を進めていくということで、令和15年度を目途ということと、遅くとも18年度に統一していくということでご説明があり、その中で令和8年度には赤字解消となるように税率改定を実施するというのは、これは知多市だけのものなのか、愛知県の他の市町村についても8年度に赤字の解消を目指しているのか、というのがまず1点目です。

また、これは意見になるのですが、今まで2年に1回の改定ということでしたが6年度から毎年改定を行っています。内容は理解できたのですが、一般の加入者の方に対しても、広く分かりやすい広報など周知をしていただければと思います。以上になります。

議 長

質問としては1点ですね。では事務局から説明をお願いします。

事務局（保険医療課統括主任）

委員からご指摘がありました、8年度に標準保険料率に合わせるというのは、知多市の動きになりまして、いつ合わせるかは各市町村に委ねられています。保険料の統一になればその時に一本化されるのですが、それまでは各市町村がそれぞれの財政状況において参考にする標準保険料率になります。ただ、愛知県としては令和11年度までには赤字を解消しますという計画になっておりますので、それまでには合わせる場所が多いかと思います。

委 員

ありがとうございます。

事務局（保険医療課長）

県に納めております国保事業費納付金の算定において、今は市町村ごとの医療費指数に応じた調整がなされておりますが、愛知県ではこちらの調整を11年度に無くす方向で進めておりまして、そのために11年度までに赤字解消という動きになっております。

委 員

ありがとうございます。

議 長

県から11年までにということの説明されていたのですね。他によろしいですか。

事務局（保険医療課統括主任）

委員から2つ目に、ご意見をいただきました、広く周知ということですが、ホームページ上にもう少し分かりやすく知多市の国保財政の状況と税率改定のことについて、周知していきたいと思います。

事務局（保険医療課長）

もう1点補足します。県では赤字解消が11年度となっておりますが、知多市は8年度で少し早めになっていることについて、知多市で最初に赤字削減解消計画を策定した時には、12年度までに解消ということでしたが、色々と動きがありまして、今は8年度に解消となっています。一時期、コロナ前が所得等の関係で保険税収が多くなったため、一旦赤字解消の時期を早めたことがありましたが、結局コロナ等の影響で赤字が増えた

ため、計画を伸ばすことになりました。解消時期を 12 年度に戻す、又は県の目標が 11 年度までということもあり、11 年度にすることも検討しましたが、最終年度に合わせると、状況により目標どおりに解消できない可能性もあるため、市の上層部とも検討した結果、早めにはなりますが、8 年度に解消する計画にしたものになります。

議 長

よろしいですか。他にご質問等ございませんでしょうか。

(質問等なし)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。それでは、採決を行います。「知多市国民健康保険税の税率、課税限度額及び軽減判定所得の改定について」、原案を了承することに賛成の方は挙手を願います。

(全員の挙手あり)

議 長

全員賛成の挙手を得ましたので、原案を了承することに決しました。ここで本日、了承しました諮問事項「知多市国民健康保険税の税率、課税限度額及び軽減判定所得の改定について」に対する本運営協議会の答申案を作成しますので、委員の皆様はしばらく自席でお待ちください。

(議長・副会長・事務局は、会議室を出て、答申案の調整)

議 長

お待たせいたしました。答申案を取りまとめましたので、事務局は配付してください。

(答申案を配付)

議 長

答申案が配付されましたので、事務局は朗読してください。

事務局（保険医療課長）

(答申案を朗読)

議 長

ただ今、事務局に朗読させました答申案について、ご意見ご質問はございませんか。

(質問等なし)

議 長

ご異議が無いようですので、この案を当運営協議会の正式な答申といたします。一番上の(案)をお取りください。本答申書を市長に提出いたしますので、準備が整うまでしばらくお待ちください。

(市長が入場)

議 長

市長がお見えになりましたので、答申を行います。

(議長が答申書を朗読し、市長へ手渡す)

市 長 ーあいさつー

議 長

ただいまの市長のあいさつにもありましたが、本日の答申に基づいて、国民健康保険事業を推進されますようお願いします。市長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席されます。ありがとうございました。

(市長退席)

議 長

次に、(3) 報告事項「令和7年度国民健康保険事業の概要について」を議題とします。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

では、事前に送付いたしました、令和7年度国民健康保険事業概要をご覧ください。

1 ページをお願いします。1 加入状況です。各年度4月から翌年3月までの平均の

世帯数、被保険者数で、令和6年度及び令和7年度は見込みの数です。(1) 世帯数、被保険者数の推移の一番右、令和7年度は世帯数 8,800 世帯、被保険者数 12,993 人を見込んでいます。被保険者数は年々、減少傾向にあります。団塊の世代が後期高齢者へ移行したことと、被用者保険の適用拡大が行われ、短時間労働者が社会保険に移行していることによります。令和6年10月から企業要件が101人以上から51人以上に拡大したため、国保被保険者の減少は続く見通しです。

(2) 介護第2号被保険者の推移です。介護第2号被保険者は、欄外に記載のとおり被保険者のうち40歳以上65歳未満の方です。令和7年度は、3,480 世帯、4,020 人を見込んでいます。

2 ページをお願いします。2 保険給付状況です。こちらは、令和6年度は予算額、令和7年度は欄外に記載のとおり、予算予定額に基づく費用額を計上しています。(1) 被保険者の1人当たり費用額ですが、区分の一番上、療養給付費は、病院や薬局などの診療等に係る、1人当たりの医療費の総額、10割分の額です。

その下の、療養費は、接骨院などでの施術料やコルセットなどの装具代で、こちらも10割分の額です。令和6年度は令和5年度給付実績と比べると医療費の伸びは、ゆるやかになっていますが、令和7年度予算としては、令和6年度予算と同額で計上しています。

(2) 被保険者の1人当たり高額療養費です。高額療養費は、医療費の支払いが高額となり、所得に応じたひと月の自己負担限度額を超えた場合に、その超過額を支給するものです。こちらも令和7年度予算としては、令和6年度予算と同額で計上しています。

3 ページをお願いします。3 令和7年度予算の枠組みです。(1) 歳入ですが、令和5年度は決算額、令和6年度は当初予算額です。令和7年度も予算額ですが、現時点では市議会での予算の議決を得ていないため、予定額と表記しています。令和7年度の主な内容をご説明します。国民健康保険税の税率改定等により、1人当たり平均の税額は増加し、前年度と比べ6.9%増の15億1,143万6千円です。

国庫支出金は、内訳としては東日本大震災の被災者に係る一部負担金の減免に伴う国庫補助金の頭出し計上分の1千円となります。前年度比100%減の理由は、6年度のみ、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応に係る、システム改修委託料等に伴う国庫補助金を計上しているためです。

その下、県支出金は、前年度比5.8%減の49億1,189万7千円です。このうち、県補助金は、保険給付費の支払いに必要な費用が交付される普通交付金が、被保険者数の減に伴い減少すること、また、市町村の事業の状況に応じて交付される特別交付金が、前年度と比べ減少するためです。

繰入金は、市の一般会計から繰り入れるもので、前年度比19.6%減の6億7,415万7

千円です。内訳ですが、保険基盤安定繰入金は、国民健康保険税の軽減措置に係る繰入で、税率改定による引き上げと、保険者支援制度の拡充により支援率が引き上げられるため、10.2%の増です。

未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児被保険者数の減少により、2.8%の減です。

職員給与費等繰入金は、歳出総務費のうち、人件費の増に伴い4.9%の増です。

産前産後保険税繰入金は、令和6年1月1日から出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額することに伴う繰入で、税率改定に伴い3.7%の増です。

出産育児一時金分は、出産育児一時金の支出額の3分の2を繰り入れるもので、出産件数の減に伴い、11.1%の減です。

財政安定化支援事業分は、本市においては、高齢者が多いことにより医療費が増える分の一定割合を、県が試算した額を基に繰り入れています。予算は令和4年度から6年度の3年平均値を用いており、被保険者数の減に伴い、1.4%の減です。ここまでは法定繰入で、その下、その他一般会計繰入金は、法定外繰入となります。

その他繰入金は、先ほどご説明させていただいたとおり、税率改定等を行うため、62.8%の減です。うち、決算補填等目的の赤字に該当するものは95.9%の減です。

その下、繰越金は、令和6年度からの繰越として前年度と同額の8千万円を計上しております。

その他の収入は、9.5%減の2,670万9千円です。以上、歳入合計は、前年度比5.1%減の72億420万円となります。

4ページをお願いします。(2)歳出です。表の一番右、令和7年度の主なものですが、一番上の総務費は1億3,946万4千円で、前年度比2.5%の減となっています。減額の理由としては、7年度はシステム改修委託料を計上していないことによるものです。

次に、保険給付費は、被保険者数の減により、5.9%減の48億2,300万8千円です。うち、出産育児諸費は、被保険者数の減少に伴う出産件数の減少のため11.1%の減となっています。

国保事業費納付金は、前年度比3.7%減の21億2,566万9千円です。1月14日に、県が提示した納付金本算定結果に基づくものになります。1人当たりの納付金は増加しましたが、被保険者数の減少により、納付金総額は減少しました。

次に、保健事業費は前年度比1.8%増の1億746万3千円です。このうち特定健康診査等事業費は、保険者に実施が義務付けられている特定健診や特定保健指導などの費用です。令和7年度は、特定健康診査の受診率向上のため、未受診者対策を受診勧奨委託に追加することと、特定保健指導の実施率向上のため、公立西知多総合病院で健診を受けられた方が、その場で初回面接を受けることができ、その後の支援も継続して受けられるよう、保健指導の実施方法を見直すため、前年度比1.7%増となっています。

また、保健衛生普及費は、第三者行為納付金の収入額の増に伴う、国保連合会への事務手数料の増等により、3.6%増です。

次に、その他の支出は前年度と同額の 559 万 5 千円です。以上、歳出合計は、歳入合計と同額の 72 億 420 万円となります。以上で、令和 7 年度国民健康保険事業の概要説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。質疑に入ります。この議題につきまして、事前の質問はございませんでした。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質問等なし)

議 長

ないようですので、報告事項「令和 7 年度国民健康保険事業の概要について」を終わります。次に、(4) その他でございます。事務局、何かありますか。

事務局（保険医療課長）

特にございません。

議 長

委員の皆様からもよろしいですか。

(質問等なし)

議 長

ないようですので、(4) その他を終了します。

以上をもちまして、本日の知多市国民健康保険運営協議会を終了いたします。皆様方のご協力により無事に終了することができ、大変ありがとうございました。

進行者

これをもちまして、令和 6 年度第 2 回知多市国民健康保険運営協議会は、閉会といたします。なお、今年度の会議は今回が最後となります。当国民健康保険運営協議会に対しまして、ご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

それでは、気をつけてお帰りください。

(午後 2 時 35 分 閉会)